

第 44 回近畿高等学校総合文化祭福井大会
展示作品の輸送、保管および展示等業務委託契約書（案）

第 4 4 回近畿高等学校総合文化祭福井県実行委員会（以下「甲」という。）と
との間において、第 4 4 回近畿高等学校総合文化祭福井
大会 展示作品の輸送、保管および展示等業務（以下「委託事業」という。）の委
託について、次のとおり契約を締結する。

（委託事業の実施方法）

第 1 条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守し、誠実に
これを履行しなければならない。

（委託契約期間）

第 2 条 この契約による委託期間は、令和 6 年 7 月 日から令和 6 年 1 1 月 2 5
日までとする。

（契約金額）

第 3 条 契約金額は、金 円（うち取引に係る消費税
額および地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 A 契約保証金の額は、金 円とする。
※契約保証金は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上。
※保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される
金額を記載。
B 契約保証金は免除する。
※福井県財務規則第 1 7 2 条第 3、5、6、7 号の規定に該当する場合。

（調査等）

第 5 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について
報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または
承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合
は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、委託業務の全部または一部を
第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲
の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（実績報告および検査）

第 8 条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく実績報告書等
を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条に規定する検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第10条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に委託業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第12条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

- 2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をする

ものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第15条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(グリーン購入)

第16条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 福井市大手3丁目17-1
第44回近畿高等学校総合文化祭
福井県実行委員会委員長 野尻友佳子

乙